

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、品質・安全性・安定供給体制等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、現在一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。当院では医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しています。なお、状況によっては患者様へ投与する薬剤が変更になる可能性がございます。変更にあたっては、患者様へ十分に説明をいたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとに一般的な名称により処方せんを発行する場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点等がございましたら、遠慮なくお声がけください。

### ※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。



2025年4月1日

館林記念病院